

発電所敷地内における空气中放射性物質の核種分析結果

参考値

(データ集約：8/28)

採取場所	福島第一 西門		福島第二 MP-1 (参考)				②炉規則告示濃度限度 (Bq/cm <sup>3</sup> ) (別表第2第四欄 放射線 業務従事者の呼吸する 空气中の濃度限度) ※2
試料採取日時	平成23年8月27日 7時00分～12時00分		平成23年8月27日 9時39分～9時49分				
検出核種 (半減期)	①試料濃度 ※1 ※3 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	①試料濃度 ※1 ※3 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	①試料濃度 ※1 ※3 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 (①/②)	
I-131 (約8日)	ND	-	ND	-			
Cs-134 (約2年)	ND	-	ND	-			2E-03
Cs-137 (約30年)	ND	-	ND	-			3E-03

※1 試料濃度は、揮発性と粒子状の合計値。

○.○E-○とは、○.○×10<sup>-○</sup>と同じ意味である。

その他の核種については評価中。

※2 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。

※3 本分析における放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載。

福島第一 西門における検出限界値は次の通り。

揮発性のI-131が約1E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約4E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約4E-7Bq/cm<sup>3</sup>。

粒子状のI-131が約7E-8Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>。

福島第二 MP-1における検出限界値は次の通り。

揮発性のI-131が約2E-6Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約3E-6Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約4E-6Bq/cm<sup>3</sup>。

粒子状のI-131が約9E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約2E-6Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約2E-6Bq/cm<sup>3</sup>。

発電所敷地海側及び前面海域における空气中放射性物質の核種分析結果

参考値

(データ集約：8/28)

採取場所	福島第一 南防波堤上		福島第一 メガフロート上		福島第一 沖合2～3km海上		炉規則告示濃度限度 (Bq/cm <sup>3</sup> ) (別表第2第四欄 放射線 業務従事者の呼吸する 空气中の濃度限度) <sup>2</sup>
試料採取日時刻	対象外		対象外		平成23年8月27日 8時10分～10時10分		
検出核種 (半減期)	試料濃度 <sup>1 3</sup> (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 <sup>1 3</sup> (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 <sup>1 3</sup> (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	
I-131 (約8日)	/		/		ND	-	
Cs-134 (約2年)	/		/		ND	-	2E-03
Cs-137 (約30年)	/		/		ND	-	3E-03

1 試料濃度は、揮発性と粒子状の合計値。

． E - とは、 ． × 1 0 <sup>-</sup> と同じ意味である。

その他の核種については評価中。

2 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を 1 と比較する。

3 本分析における放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載。

検出限界値は次の通り。

揮発性のI-131が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約3E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約3E-7Bq/cm<sup>3</sup>。

粒子状のI-131が約7E-8Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>。